

芽室町森林整備計画

計画期間

自	令和 6年	4月	1日
至	令和16年	3月	31日

芽 室 町

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更 公益的機能別施業森林等の変更
変更内容	下刈りの標準的な実施時期を示す表の見直し トドマツの標準的な間伐の時期に合わせた、除伐の標準的な実施時期の修正 現況に応じた森林の区域の変更 その他、文言等を修正
変更計画が有効となる年月日	令和6年4月1日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
2	天然更新に関する事項	14
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	16
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
5	その他必要な事項	17
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	
	その他間伐及び保育の基準	17
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
2	保育の種類別の標準的な方法	18
3	その他必要な事項	19
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
3	その他必要な事項	23
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	25
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	25
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	25
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	25
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	26
5	その他必要な事項	26

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	26
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	26
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	26
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4	その他必要な事項	27
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	27
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	27
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	28
3	作業路網の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	29
第8	その他必要な事項	30
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	30
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	31
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
Ⅲ	森林の保護に関する事項	33
第1	鳥獣害の防止に関する事項	33
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
2	その他必要な事項	34
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	34
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	34
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	35
3	林野火災の予防の方法	35
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	35
5	その他必要な事項	35
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	37
1	保健機能森林の区域	37
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	37
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	38
4	その他必要な事項	38
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	39
1	森林経営計画の作成に関する事項	39
2	生活環境の整備に関する事項	39

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	39
4	森林の総合利用の推進に関する事項	39
5	住民参加による森林の整備に関する事項	40
6	その他必要な事項	40

別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	48
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	52
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	54
別表4	鳥獣害防止森林区域	55

添付図面

芽室町森林整備計画概要図①

芽室町森林整備計画概要図②

芽室町森林整備計画概要図③

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝管内の中西部に位置し、西部には日高山脈の一部を形成している剣山や伏美岳が連なり、この一帯は日高山脈襟裳国定公園となっています。

十勝川が町の中央を東西に流れており、十勝川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されています。

本町は総面積51,376haに対し、森林面積が21,819ha（一般民有林面積6,429ha、国有林15,390ha）と総面積の約42%を占める森林に恵まれた地域です。

一般民有林においては、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積が3,278haとなっています。人工林を樹種別にみるとカラマツ87%、トドマツ9%、その他4%となっており、齢級構成では8齢級以上の林分が61%を占める構成となっています。

本町の森林は10線防風保安林を代表とする防風保安林が多数整備されており、春先の強風から耕地の作物を守る農業には欠かせない存在となっています。

美生地区（西部）や上芽室地区などの河川周辺は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などの恐れがあるとともに、下流域に農地があることから、山地災害防止機能の高い森林整備が求められています。

新嵐山は天然性の広葉樹林が存することから自然景観に優れ、広葉樹林の保全が期待されており、また、東芽室地区においては、新市街地として土地の開発が進み、住宅地周辺の広葉樹林等については、地域住民の憩いの場として、また、自然環境の観点からも重要な林分に位置づけられています。

本町はカラマツを中心とした造林が盛んに行われており、齢級構成も高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

この計画は、森林法に規定する市町村森林整備計画であり、北海道が策定する十勝地域森林計画との整合を図りながら、第5期芽室町総合計画に基づく地域林業の推進を図るため、一般民有林面積6,429haを対象として森林整備等の基本的事項を定めるものです。

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境を形成する機能の維持増進を図るための森林整備及び保全推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持促進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」として区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な

森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と望ましい森林の姿】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿
水源涵養機能 かん	水源涵養林 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺の土砂・濁水等の流入抑制等に寄与している森林で、針広混交林など多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。
	保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林など多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

【森林の区域と森林整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
		水資源保全ゾーン	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地災害防止林		災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物など一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

エ 本町では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、本町や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、本町における伐採及び

造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

また、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保について、計画的かつ総合的に推進することとします。

森林施業の合理化にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化による森林整備の推進や安定的な木材供給を図るとともに、搬出間伐の促進及び森林基盤整備のため、路網整備の推進、林業機械化の促進、作業システムの改善に取り組むこととします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は本町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^{（注）}	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

Ⅰの2（2）「森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件・立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めます。

（1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行

うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

(2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

(4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(5) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色のある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生

活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

- (6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2(2)「森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林を実施することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとし対象樹種は、次表のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、 トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カンバ類、 ミズナラ、ヤチダモ、ハルニシ、カツラ、 ハンノキ、その他郷土樹種	

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねすみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植栽時期	樹 種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	その他	～5月31日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。
↓
カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新

完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知）」によることとします。

（注 1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10m 以上になる樹種です。

（注 2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注 3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

（注 4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(\text{注}6)} \times 10$

（注 5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注 6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

（ア）保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

（イ）保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

（ウ）公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

（エ）湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

（オ）ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

本町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、別表3のとおり指定します。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1(1)により行うものとします。

イ 天然更新の場合

第2の2(1)により行うものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種について第2の2(2)アにより行うものとします。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は次のとおりとします。

(1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350 本/ha	16	23	31	39	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：7 年 標準伐期齢以上：8 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	15	22	29	36	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：7 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	20	30	40	50	60	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：10 年

（注１）「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

（注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

（３）保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要な樹種ごとの標準的な実施の時期等は、次のとおりとします。

（１）下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる伐り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【標準的な実施時期】

作業 種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ	←	→	→							
	トドマツ	←	→	→	→	→					
	アカエゾマツ	←	→	→	→	→					

【注】下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

作業 種別	樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
除伐、 つる伐り	カラマツ	春			△							
		秋				△						
	トドマツ	春				△						
		秋					△					
	アカエゾマツ	春						△				
		秋							△			

【注】カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

△：除伐、つる伐り

3 その他必要な事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定します。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うこととします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法は次のとおり定めます。

(1) 水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源^{かん}涵養^{かん}林)

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など、水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林について、それぞれの森林の自然条件、林況等を踏まえ、別表1のとおりに定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図り、別表2のとおりに定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況等を踏まえ、別表1のとおりに定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会条件、林況等を踏まえ、別表１のとおり定めます。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況等を踏まえ、別表１のとおり定めます。

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。

また、一部皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。

また、一部皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能

な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。

また、一部皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

それぞれの森林の区域については、別表 2 のとおりとします。

(注)「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、別表1のとおり定めます。

また、これらを踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林として定めます。

(2) 施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

また、これらに加え、特に効率的な森林施業が可能な森林において、伐採後は原則、植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期 の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	50 年	中庸仕立て	38cm
トドマツ	50 年	中庸仕立て	30cm
アカエゾマツ	70 年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵^{かん}養林のうち、属地的に水源涵^{かん}養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

なお、本町には設定箇所はありません。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

なお、本町には設定箇所はありません。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

なお、本町には設定箇所はありません。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項として、森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合や林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意することとします。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林経営の所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたり、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するために、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、地域協議会等に参画するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することと努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じて、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。

(3) ある共同施業実施者が(1)又は(2)により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を与えたり、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～ 15° ）	車両系作業システム ^(注1)	110 以上	35 以上
中傾斜地（15° ～ 30° ）	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム ^(注2)	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラブ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		上美生北	— 1				
開設	自動車道		上渋山西	— 1				
開設	自動車道		西伏美	— 1				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け 13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け 8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

（1）土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

（2）林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

（3）林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（1）人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

（2）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、林業事業体の基本的情報等を登録し公表する「北海道林業事業体登録制度」により、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッパ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（1）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進し、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図るため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を検討します。

（２）木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、新しい需要分野の開拓を図るため、新たな加工技術や新製品・新デザインの開発を促進します。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を強化し、加工・流通コストの低減を図ります。

特に、本町の地材地消の推進に当たっては、「芽室町地域材利用推進方針」に基づき公共建築物において積極的に利用・普及啓発を進めるほか、研究機関との連携による地域材の加工技術向上や高付加価値製品の製造・開発を促進することとします。

（３）木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、大規模バイオマス発電施設の稼働状況や、地域の需要動向を踏まえ、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

森林の保護等については、鳥獣害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及びエゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータに基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、人工林であることを基本としますが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含め林班単位で次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
エゾシカ	36 林班、38 林班、39 林班、 42 林班、43 林班、44 林班、 45 林班、46 林班、47 林班、 48 林班、49 林班、50 林班、 53 林班、54 林班、55 林班 56 林班、57 林班、60 林班、 61 林班、68 林班	2,874.94ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連

計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により、病虫害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（１）森林病虫害等の駆除及び予防の方法

カラマツハラアカハバチ、マイマイガ等の森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

（２）その他

森林の保護にあたっては、北海道、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、対策を適切に推進することとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

（1）エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

（2）鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

（3）森林の保護にあたっては、町、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林内において、造林のための地拵や害虫駆除等により火入れを行う場合、防火設備、人員体制など森林被害の防止や安全管理などに配慮するとともに、実施に当たっては、芽室町火入れに関する条例（昭和62年3月19日付 条例第1号）に基づき実施することとします。

5 その他必要な事項

（1）気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

（2）森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとし、次表のとおり区域を設定します。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

森林の所在			森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林班	小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
新嵐山 地区	59	1,3,6,17,18,25, 29,30,31,47,49	59.77	45.33	13.84	0	0.60	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

- (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとします。 植栽は景観を維持向上するカエデ類を中心とした広葉樹を育成し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保育の方法	当該森林は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。
伐採の方法	択伐を原則とします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、管理施設、展望広場、遊歩道及びこれに類する施設等の多様な施設の整備を行うこととします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、芽室町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域 特になし

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通じた地域振興を図るためには、国や道、林業事業体と連携し、地域の森林資源の一層の活用を図ることが重要です。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共施設の新築・改築において、地域のカラマツ材などの利用に努めることとします。

また、防風保安林については、豊かな農村景観を形成しており、観光資源としても重要な役割を果たしています。

このため、防風機能の維持はもとより、景観に配慮した施業に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の美生地区に位置する新嵐山町有林は、生活環境保全林として整備されており、森林・自然とのふれあいの場等として期待されています。

このことから、景観の維持向上を図るため、不良木の除去などの森林整備とともに、キャンプ場・展望台・遊歩道等の施設において、徹底した維持・管理に努めることとします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現 状（参考）		計 画		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
新嵐山生活 環境保全林	美生地区	50ha 遊歩道 4km 展望台 1棟 休憩施設 1棟			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

第5期芽室町総合計画に定められた「地域林業の推進」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠です。

このことから、自然に親しむ機会の場として町民植樹祭の開催など、森林のさまざまな機能について理解を促進するとともに、将来残すべきものとして森林の保全や林業に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

6 その他必要な事項

（１）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

（２）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。

なお、制限林の種類、所在及び面積等については、地域森林計画において定められます。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採

等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

- a 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- b 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- c 皆伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐期齢

Ⅱの第1の1で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

(オ) 皆伐面積の限度

- a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度が公表されます。
- c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度は20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定められており、その限度をこえて伐採することはできません。
- d 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(カ) 択伐材積の限度

- a 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率^(注)を乗じた材積とされています。

(注) 択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

- b 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積とされています。

(キ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内のものとされています。

(ク) 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定められています。

a 植栽の方法

(a) 次のcに記した指定樹種の満一年以上の苗を、cに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

(b) 択伐指定の箇所については、上記(a)に関わらず、(a)の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

b 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

c 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内です。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施工細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行う必要があります。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりです。

(ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

(イ) 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

(ウ) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

(3) 森林の土地の保全に関する事項

ア 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

本町は、「水源かん養保安林」、「土砂流出防備保安林」、「砂防指定地内の森林」に該当する森林が、森林の施業及び土地の形質変更にあたって特に森林の土地の保全に留意すべき森林として十勝地域森林計画に定められています。

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質を変更する場合は、その規模及び実施地区について、周辺の状況、地形、地質、土壌等を十分に勘案して決定することとします。特に、集材路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努めることとします。

なお、溪流沿いの集材路等の設置は、極力避けることとします。

イ 土砂の切取り、盛土等を行う場合は、法面については風化・浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとします。

ウ その他土地の形質の変更にあたっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとします。

エ 土砂の流出や崩壊のおそれがある地域については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

(5) 保安施設に関する事項

ア 保安林の整備に関する方針

山地災害の危険性が高い地区の適確な把握や、流域保全の観点から各種被害の防止を図るため各関係機関と連携して取り組むとともに、本町における避難体制の整備など、ソフト対策との連携を通じた減災に向けて効果的な事業を推進することとします。また、これらの事業の実施にあたっては、環境との調和に努めるとともに総合的なコスト縮減を図ることとします。

(6) 治山事業

治山事業は、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守り、森林の有する水源涵養機能を高めるなど緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしている事業で、事業の要望等にあたっては次のとおり対策に努めることとします。

ア 山崩れ、土石流、地すべり、なだれなどの山地災害によって住宅や学校、道路等の公共施設が被害を受けるおそれがある森林、重要な水源流域及び市街地周辺等の森林等において治山施設を設置することにより、より防災機能の高い森林を造成するよう努めることとします。

イ 山崩れなどの災害が発生した場合、再び災害が発生しないように速やかに復旧するよう努めることとします。

(7) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や地域青年林業士等、地域の関係者の知見を踏まえ、適切な方法による間伐等の整備が進むよう、北海道などの指導機関と連携のうえ普及啓発を図ることとします。

(8) 耕地防風林の整備に関する事項

耕地防風林は、防風保安林を補完し、農地を保全する機能を担っているほか十勝の代表的な農村景観を形成していることから、耕地防風林の整備及び保全を進めるため、今後とも農業サイドとの連携をとりながら、耕地防風林の整備を促進することとします。

(9) 国有林と民有林が一体となった森林づくり

国有林と民有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道森林管理局と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策等に向けた取組みを実施します。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 14：十勝 市町村 07：芽室町

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林	38	8、24、25、29、35、61、62、68	17.99
	39	1、4、6、8、9、11～16、18～31、33～36、38～46、49、51～53、61～70、72、73、76～87、91、94～96、106、109～111	137.06
	40	5、29、30、32、42、46～48、67、75～83、87、89、91、96、98	40.84
	41	全域	105.87
	42	全域	103.32
	43	1～5、7、8、10～20、22、25～28、30～52、54、55、57、60～124、126～129、131、132、134、136～147	283.84
	44	全域	132.72
	45	3、27、31～34、36～39、43、47～50、52、53、56～58、63、65～83、88～90、95～97	135.61
	46	全域	172.99
	47	全域	164.42
	48	1～6、8～16、18～35、38～40、42～48、80、81	110.74
	49	全域	90.68
	50	3～6、10～15、17、19～22、26、27	80.94
	53	5、7、12、16、21～27、31～34、36～39、41、56、59、62、63	40.24
	54	全域	346.01
	55	2、4～6、8、9、11～14、16～20、22～27、29～47、54～56、60～64	141.81
	56	1～21、23～25、29、31～53、56～64、70、73～76、80～83、86、88～93、95、96、98～105、111～126、128、140、143～145、199～205、900、901	201.52
	合計		2,306.60
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	全域	16.80
	2	5～9、11、19～21、25、37、39	9.36
	12	93、128、144～146、149	2.52
	14	92、93	0.56
	15	15、16、18～25、27～34、38～45、50、51、59、65～69、74、75、79、81、91、92	34.21
	16	7、12、28、29、32～36、45、53、56～58、71	24.24
	17	6、7、34	4.28
	18	120～122、129	1.92
	22	18、82	3.96
	23	12、16、19、25、27、28、32～36、51、60～63、71、76、78、81、85～87、91	30.63
	25	8、10～12、23、29、31、61～64、70、73、74、84～86	13.21
	26	4、8、9、14、15、33、38～41、47、51、52、55～58、60～65	33.85
	28	18、20、23～25	8.08
	31	11～14	1.52
	32	2～6、11、21、24～27、30、31、33、53	11.00
	33	34、35、37、38、43、47、55、57、58、74、77	14.21
	35	42、50	2.44
	36	6、14、16、18	4.20
	45	1、14、15、23、26、29、30、92、93	11.22
	53	1、3、9、19、57、60	8.48
	55	1、3、10、48～53	16.96
	56	26、106、129～131、133、134、136～139	4.04
	57	42、44、53、86	0.80

山地災害防止林	60	15～17、25～28、45、48、74、110	7.10
	61	23、24、86、132～139	9.28
	62	1、2、6、8、10、26、33、34、37、39、65～68、70、80、81	44.90
	63	7、9、27～30、36、43、44、52～55、59、64～72、76～80、84～92、100	28.62
	64	1、2、6、8、15、17、19、21、22、37、38、42、47、52、53、61～63、65、66、69、70、107、111、112、116、117	46.10
	65	18、20、22、36、64、65、102	6.24
	66	2～7、9、19、20、30～33、40、42、44～47、60～62、64～66、69	26.22
	67	1、2、18、20、22、30、36～38、43、45、59、61、111～113、115～117、119～121、123～129、131、132、134～138、143、149～154、171	51.48
	合計		481.67
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	9	7	0.72
	10	15、16、77、79、80、82、85～89、91、92、155、167	24.15
	11	1、39、68、69、73～75、78～85、92、102、176	16.64
	27	28、33～39、43、44、63	9.04
	29	74～77、79～83、94～96	19.19
	31	1、35、37、38、43、54	9.96
	32	34、35、37～46、49～52、54、55	30.64
	33	1、2、10、64～69、86、87	36.15
	34	8、51～59、61～71、73～84、94、95、98～104	58.90
	35	2、51～57、87	13.12
	36	20、35～38、40～43、45、53～55、57	32.80
	37	30、31、34、35、37～43、46、47、56、76、78	11.16
	38	28、32～34、36～38、50、60、64～66、69	13.15
	52	18～27、34～38	12.51
	53	42～47、49～52、58	10.72
	60	10、36、37、47、71～73、75～80、82～85、87～89	16.56
	合計		315.41
維持健全・文化機能等	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	2	2、3	8.36
	16	1～3、9、10、23～25、31、41～43	9.56
	45	8、9、11、16、42、44	6.12
	59	1、3、6～23、25、28～36、39、41～49、51～61、69	129.82
	63	19	0.48
	合計		154.34
木材等生産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	2	1、10、13～17、27、31、33、35、36、38、40、41	9.36
	4	全域	57.52
	6	全域	55.28
	7	全域	212.73
	8	全域	117.02
	9	2～6、8、9、11～20、22～24、27、28、31、33～48、51～53、56、59、60、62～82、85～101、105～107、109～112、114、116～120、122、124～126、128、129、131～135	123.71
	10	1～14、17～20、22、24、26、28、32、35、36、38～41、49、50、52～54、60、61、64、66、69～73、95～100、104、108、116～119、125～127、130、132～135、137、143～145、147～151、156～161、163～166	84.73

11	2~7、10~14、16~22、26、28~30、33、38、41~45、47、50~54、56~67、70~72、86~88、91、93~101、103~109、113、115~125、128、133、145~148、150、154、155、165、166、169~171、177~179、900	112.39
12	1~4、6、11~21、23、29、33、36~47、51~71、74、75、77~81、92、94~101、103、105、109、112、113、115、117、121、123~127、136~138、140~143、147、150、152~157	163.79
13	全域	103.39
14	1~3、5~29、31~43、45~56、58~72、76~81、83~85、88~91、94、96~100、110	99.47
15	1、2、4~13、93、97、98	19.03
16	4、6、8、11、15~20、22、26、27、30、37、47、51、59、68~70、75	14.65
17	2~5、8~27、30、32、33、35、36、38~42、45~48	78.52
18	1、3、5、7、9、11~19、21~32、34~52、57、59~61、64、66~73、76~78、80、82、84~92、103、104、108、111、114、116、124、125、127、128、203~213、900、901	131.81
19	全域	128.68
20	全域	49.75
21	全域	64.19
22	1~17、19~34、37、39~41、43~58、62、63、65、67~70、72、74~79、84、85、87、88、91~94、101~107、109~112、301	93.33
23	1~3、6~11、13~15、17、23、24、29~31、37~50、52~59、64、66、68、70、72~74、77、79、80、82、83、88~90	53.02
24	全域	192.54
25	1~5、7、15~18、20、21、24、27、28、30、34~38、40~50、53~57、59、60、66、68、71、72、77~80、82、83、500	31.96
26	1、2、5、6、11~13、16~18、20、24、34~36、48~50、54、66、67	35.21
27	1~3、6、7、9、10、12~14、16、17、19~21、24~26、45、46、50、54~57、62、64~68	36.52
28	4、7、8、19、21、27、37、40	5.69
29	9、14、17、27~29、35、36、40、57、59、111、120	6.40
30	全域	2.48
31	7、8、10、20、50、55~60	8.76
32	29	0.36
33	3~5、19~22、44、54、59~61、84、85	18.24
34	5、20、92、93	1.28
35	1、5、6、12、13、16、17、31、39、40、64、69、70、73、74	6.68
36	3、4、7~11、15、17、21、29、32~34、47、49~52、60	27.46
37	1、3~11、14、15、18、20、21、24~27、44、45、53、57、66~68、70、71、74、75、77、79、81	30.75
38	1、2、6、7、9、10、12、15~17、19、20、27、39、40、49、52	32.52
39	2、3、7、50、56、90、92、98、99、102、108	7.80
40	3、4、7~20、22、24~28、50、52、56~58、92、95	37.92
43	9、24、29、135	7.62
45	2、4~7、10、13、18~22、25、35、40、41、45、46、54、59、62、91、94、500	20.92
48	36	0.88
50	1、2、7、8、16、18、28~31	32.91
51	全域	58.98
52	1~17、28、30、32、33、39、40	25.58
53	2、4、8、10、11、13~15、18、20、55、61	23.52
56	27、28、55、77、107、108、127、142、146	20.54
57	1、2、4、5、7~9、11、14、15、17、20、24~29、34、38、40、41、43、45~52、54、57~64、67、68、70、71、73、83~85、89、92~101、103~114	70.92
58	全域	103.39

木材等生産林	59	2、5、24、26、27、37、62、68	8.42
	60	1～9、11、13、14、18～24、29～35、39～44、46、49～70、86、90～93、95、96、99～101、104～106、108、109、116、128、131～133	109.90
	61	1～15、17～22、25、27～31、33～36、41～44、48～57、59～65、67、69～71、73、74、76～78、80～85、87、89～100、104、107、113、114、116～120、122、126、127、129、131、140～144	131.41
	62	3、5、7、12～15、21、27～30、47、48、50～58、69、71～79	24.76
	63	1、3～6、13、14、25、26、31、32、34、48、49、62、74、75、81～83、93	23.26
	64	5、7、9、10、12～14、16、18、20、23～32、34、35、39、41、50、51、54、55、59、67、68、71～75、77～88、91、92、105、106、109、114	63.20
	65	1、2、6、9、11～16、19、21、23、27、32～34、37、48、49、51～53、56～58、60～63、67、69～74、76～82、86、88、90、92～94、100、101、103	29.45
	66	1、11～15、22～25、29、35、37、43、48、49、51、67、68、73、77、78	16.11
	67	3～9、11～16、19、23、24、26～29、31～33、35、40、41、46、48、49、54～57、62～71、75、76、80～85、87～91、93～96、98、100、103、105、107、114、118、139～142、144、146、147、155、156、161、163～165、167、168、170、172、173	60.94
	68	全域	87.22
合計			3,171.63
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	6	26、28、31、61	25.22
	27	64～67	1.88
	39	39、70	2.44
	43	24	5.82
	59	68	0.27
	67	13、114	1.64
	合計		37.27

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 14：十勝 市町村 07：芽室町

【一般民有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕（注1）
			林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	38	8、24、25、29、35、61、62、68	17.99	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		39	1、4、6、8、9、11～16、18～31、33～36、38～46、49、51～53、61～70、72、73、76～87、91、94～96、106、109～111	137.06		
		40	5、29、30、32、42、46～48、67、75～83、87、89、91、96、98	40.84		
		41	全域	105.87		
		42	全域	103.32		
		43	1～5、7、8、10～20、22、25～28、30～52、54、55、57、60～124、126～129、131、132、134、136～147	283.84		
		44	全域	132.72		
		45	3、27、31～34、36～39、43、47～50、52、53、56～58、63、65～83、88～90、95～97	135.61		
		46	全域	172.99		
		47	全域	164.42		
		48	1～6、8～16、18～35、38～40、42～48、80、81	110.74		
		49	全域	90.68		
		50	3～6、10～15、17、19～22、26、27	80.94		
		53	5、7、12、16、21～27、31～34、36～39、41、56、59、62、63	40.24		
		54	全域	346.01		
		55	2、4～6、8、9、11～14、16～20、22～27、29～47、54～56、60～64	141.81		
		56	1～21、23～25、29、31～53、56～64、70、73～76、80～83、86、88～93、95、96、98～105、111～126、128、140、143～145、199～205、900、901	201.52		
		合計		2,306.60		
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）		該当なし		
	合計			0.00		
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	9	7	0.72	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
		10	15、16、77、79、80、82、85～89、91、92、155、167	24.15		
		11	1、39、68、69、73～75、78～85、92、102、176	16.64		
		29	74～77、79～83、94～96	19.19		
		31	1、35、37、38、43、54	9.96		
		32	34、35、37～46、49～52、54、55	30.64		
		33	1、2、10、64～69、86、87	36.15		
		34	8、51～59、61～71、73～84、94、95、98～104	58.90		
		35	2、51～57、87	13.12		
		36	20、35～38、40～43、45、53～55、57	32.80		
		37	30、31、34、35、37～43、46、47、56、76、78	11.16		
		38	28、32～34、36～38、50、60、64～66、69	13.15		
		52	18～27、34～38	12.51		
		53	42～47、49～52、58	10.72		
		60	10、36、37、47、71～73、75～80、82～85、87～89	16.56		
		合計		306.37		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1	全域	16.80	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			2	5、7、19～21、25	4.72	
			15	15、16、18～25、27～34、38～45、50、51、59、65～69、74、75、79、81、91、92	34.21	
			16	1～3、7、9、10、12、23～25、28、29、31、32、35、36、41～43、45、53、56～58、71	31.64	
			17	6、7、34	4.28	
			22	18、82	3.96	
			23	12、16、19、25、27、28、32～36、51、60～63、71、76、78、81、85～87、91	30.63	
			25	8、10～12、23、29、31、61～64、70、73、74、84～86	13.21	
			26	4、8、9、14、15、33、38～41、47、51、52、55～58、60～65	33.85	
			27	28、33～39、43、44、63	9.04	
			28	18、20、23～25	8.08	
			31	11～14	1.52	
			32	2～6、11、21、24～27、30、31、33、53	11.00	

山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	33	34、35、37、38、43、47、55、57、58、74、77	14.21	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			35	42、50	2.44	
			36	6、14、16、18	4.20	
			45	1、14、15、23、26、29、30、92、93	11.22	
			53	19、57	3.96	
			59	11、12、14、15、23、28、33、43～46、48、51～61、69	54.29	
			63	7、9、27～30、36、43、44、54、55、59、64～69、72、76、77、80	20.22	
			64	1、2、6、8、15、17、19、21、22、37、38、42、47、52、53、61～63、65、66、70、107、111、112、117	45.14	
			65	18、20、22、36、64、65、102	6.24	
			66	7、9、19、20、30～33、40、42、44～47、60～62、64～66、69	22.70	
			67	18、20、22、30、36～38、43、45、59、61、111～113、117、119、120、124、126～129、131、134～137	33.60	
			合計		424.40	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	2	2、3、6、8、9、11、37、39	13.00	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			12	93、128、144～146、149	2.52	
			14	92、93	0.56	
			16	33、34	2.16	
			18	120～122、129	1.92	
			45	8、9、11、16、42、44	6.12	
			53	1、3、9、60	4.52	
			55	1、3、10、48～53	16.96	
			56	26、106、129～131、133、134、136～139	4.04	
			57	42、44、53、86	0.80	
			59	1、3、6～10、13、16～22、25、29～32、34～36、39、41、42、47、49	75.53	
			60	15～17、25～28、45、48、74、110	7.10	
			61	23、24、86、132～139	9.28	
			62	1、2、6、8、10、26、33、34、37、39、65～68、70、80、81	44.90	
			63	19、52、53、70、71、78、79、84～92、100	8.88	
			64	69、116	0.96	
			66	2～6	3.52	
			67	1、2、115、116、121、123、125、132、138、143、149～154、171	17.88	
			合計		220.65	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		0.00	
独自ゾーニング	独自ゾーン			該当なし		
		合計			0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局 14：十勝 市町村 07：芽室町

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
56	29、35	4.45	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水源保全ゾーンの森林
合計		4.45	

別表 4 鳥獣害防止森林区域

振興局 14：十勝 市町村 07：芽室町

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	36、38、39、42～50、53～57、60、61、68	2,874.94
その他	該当なし	